

# 「とりあえず空き家」を 放置すると手遅れにいる

実家の空き家を考えよう~



「空き家を相続する予定だけど、何をすればいいの?」 「相続で空き家所有者になったけど、どうしよう?」 そんなお悩みをお持ちの方は是非ご参加ください!



令和7(2025)年1月18日(土) 13:30~16:00

会場 三重県庁 講堂

(受付13:00より)

申込締切:令和7年1月13日(月) ※詳細は裏面をご覧ください

## 【第1部】どうなる?どうする?私たちの空き家問題

NPO法人空家・空地管理センター 副代表理事

いとう まさかず **伊藤 雅一**月



不動産の売買仲介や賃貸管理などを経験後、公的な借り上げ機関に従事。現在は、空き家等の適正管理や利活用相談対応、自治体での空家対策協議会等で委員を務める。 空き家が生み出す問題や放置空き家を取り締まる法律、相続、適正管理などを解説いただきます。

## 【第2部】空き家・空き地にしないためには

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会 常務理事・地域支援委員長・津支部長 インテリアハウスマツダ株式会社 代表

まつだ ていじ -**ハ --- --- ---**



不動産の売買仲介業を経営されながら、各種専門家に空き家に関する様々な相談ができる窓口、「空き家ネットワークみえ」においても精力的に活動。空き家ネットワークみえの窓口に寄せられる相談の中から、よくあるトラブルや利活用に関する話などを紹介いただきます。

#### 主催 三重県 県土整備部 住宅政策課



#### 三重県庁 講堂 (津市広明町13番地)

- ・津駅西口から徒歩10分
- ・お車でお越しの場合は「<u>県庁大駐車場</u>」 をご利用ください。
- ※移動等に配慮を必要とされる方は、ご連絡いただければ別途ご案内いたします。



●セミナー参加申込ページ

https://logoform.jp/form/8vMX/800433



参加をご希望の方は、①または②のいずれか の方法でお申し込みください。

- ① 左記ホームページにて申し込み。
- ② 以下の「参加申込書」にご記入の上、<u>FAX</u>、 <u>郵送</u>等で申し込み。
- ※ 当方から参加票の返送などは特に行いません。
- ※ 当日参加枠も若干用意しております。下記の問い合わせ先へご連絡ください。

### 令和6年度 三重県空き家対策セミナー 参加申込書

「参加申込書」送付先 三重県 県土整備部 住宅政策課 空き家セミナー係

●FAXの場合:059-224-3147 ●<u>郵送の場合</u>:〒514-8570 津市広明町13番地

※ 申込締切: 令和 7年 1月 13日(月)必着

代表者氏名	参加 人数	人
電話番号		
電子メールアドレス		
お住まいの市または町名		